

過疎地の保育者について

—へき地保育所保母の生活と意識に関する実態調査より—

松川由紀子

はじめに

保育という行為には、過疎地であろうと過密地であろうと、本質的な差異はない。しかし、保育者をとりまく諸条件のなかで、実際的なありようには地域差があるだろう。

一、調査目的

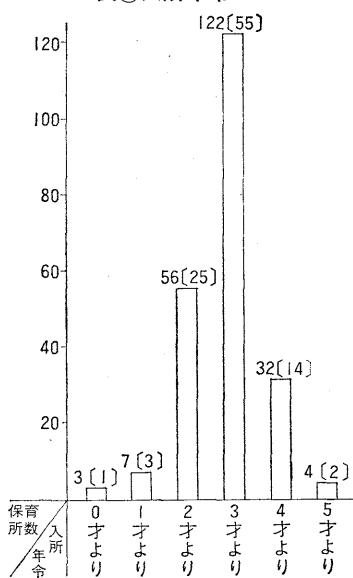
一九六〇年代以降の急速な高度経済成長政策とともに人口集密化した地域においては、特に保育需要は高まり、そこに働く保育者の生活や意識の実状もいろいろと明らかにされ、よりよい保育を実現していくための保育条件改善の方向が目ざされている。ところが、一方、急激に過疎化した地域における保育の実状はほとんどといつていくらい明らかにされていない。過疎地の保育条

件をよりよい方向に改善していくために、まずはその実状をつかまなければならないよう思う。

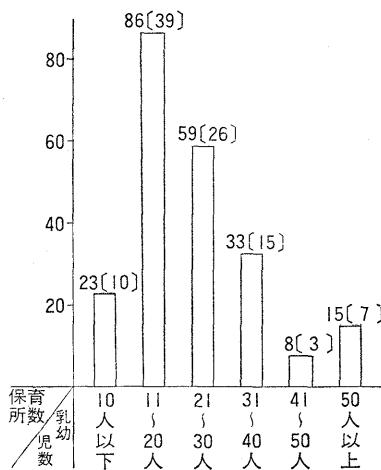
そこで、過疎地の保育者の生活と意識に限ってその一実態を調査してみるとことにした。⁽¹⁾以下、その調査報告である。

法的には無認可であるが国庫補助を受けているへき地保育所に勤務する保母の生活と意識に関する実態を明らかにして、過疎地の保育をよりよいものにしていくことを目的とする。

表②入所年令



表①入所乳幼児数



二、調査方法

- 方法 アンケート調査
- 対象 中四国地方を中心にして全国より三四七か所のへき地保育所⁽²⁾
- 内容 保育所の概要、保母の経歴、労働条件、保育意識などについて問う
- 時期 昭和五十一年十一月から五十二年一月

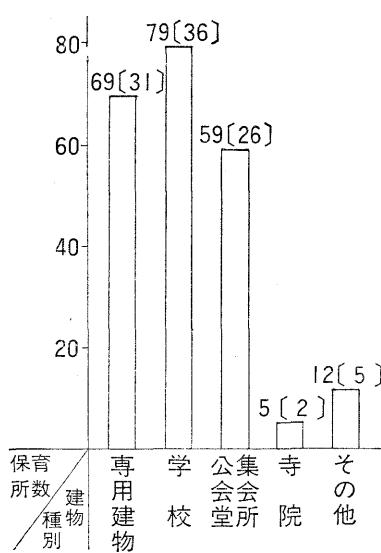
三、調査結果および考察

アンケート回答の回収されたものは二二四か所(回収率六五%)、保母三八名であった⁽³⁾。以下、各項目別に報告していくたい。

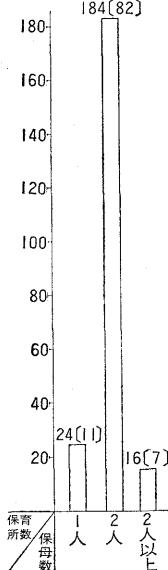
(1) 保育所の概要

二二四か所の保育所の乳幼児数、入所年齢、保母数、利用建物は次の表のとおりである(表①から④□内は%を示す、以下同様。なお、表②については五十一年四月現在である)。

表④利用建物



表③保母数



べき地保育所の収容する乳幼児数は、一〇人以下のところもあれば五〇人以上のところもあるなどまちまちであるが、二〇人前後がおおよそのところであるといえよう（表①）。これは、昭和三十六年に設定された「べき地保育所設置要綱」において「おおむね三十人」としているのにくらべて、高度経済成長政策による一層の過疎化現象を示しているといえよう。

表①および③から一般にいえることは、乳幼児が一〇人以下だと保母は一名、五〇人以上だと保母は二名以上で、べき地保育所の大半をしめる一〇人以上五〇人以下のところで保母は二名である。この保母二名という構成は、保育所によって入所乳幼児数の幅がかなりあるので、その実質的な性格はまちまちであろう。しかも、全体の八四%にあたる一八八か所において三歳児以下を受け入れている（表②）ために、異年齢集團の混合保育という形態をとらざるえないことが察せられる。

その上、利用する建物で保育所専用に建てられたものを使用しているところはわずか三分の一で、大半のところはなんらかの不便をしのいでいると思われる（表④）。

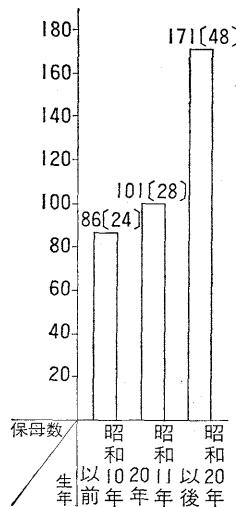
こうした乳幼児数、入所年齢、利用建物などの外的条件がさまざまにからまって、保母の生活と意識に影響を与えていていると思われるが、以下の保母自身の内的要素とあわせて、さらに後に考察

し、まとめてみたい。

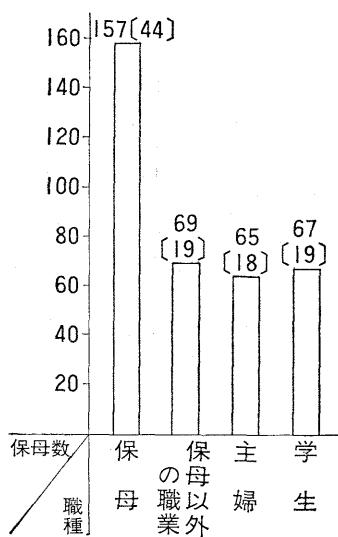
(2) 保母の経歴

三五八名の保母の生年、へき地保育所保母になる以前の職、へき地への就職の動機、保母資格取得方法、最終学歴は次の表のと

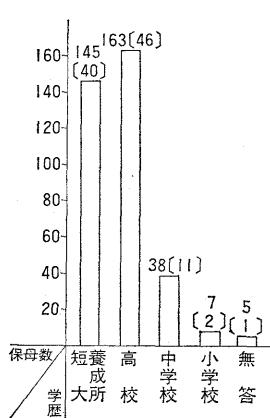
表⑤保母の生年



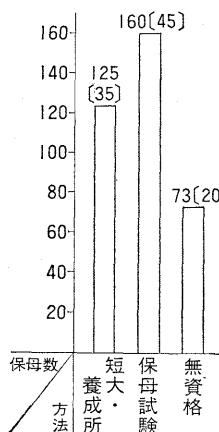
表⑥へき地保育所保母になる以前の職



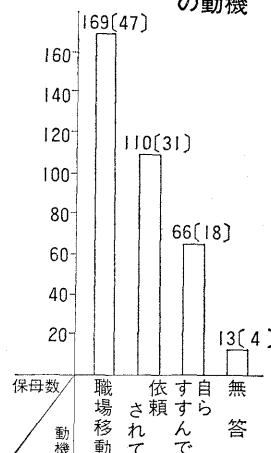
表⑨最終学歴



表⑧保母資格取得方法



表⑦へき地への就職の動機



おりである（表⑤から⑨）。

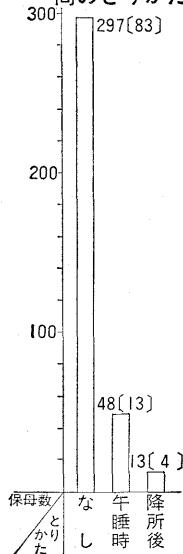
表⑤から⑨までをみていえることは、短大・養成所を卒業して資格をとつて保母になり職場移動でへき地に就職した者が大半をしめてはいないこと、つまり、約半数の者は、高校を卒業してからすぐに、あるいは他の職に就いたり主婦業をしてたりして、地域住民に要望、依頼されたり自らすんなりしてへき地保育所に勤め、保母試験によって資格を取得した（していく）者であることだろう（このことは、以下の通勤時間の短かさからも察せられる）。また、約半数の保母が二〇代である。

(3) 労働条件

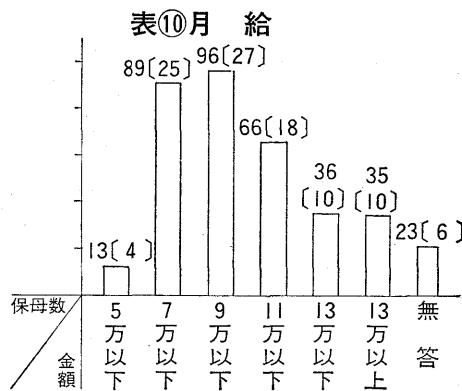
年齢、勤務年数、資格の有無などまちまちがあるので、給与面においては一概にいえないが、大まかな待遇を月給（十一月分給与、実際に受けとる額）、休憩・休息時間の実状、通勤時間などについてみてみよう（表⑩から⑫）。

表⑩によると、給与面においては、約三分の一の保母が七万円以下であり、いろいろな条件をぬいて考えてもけつして恵まれた待遇であるとはいえないだろう。しかも、八割以上の保母は休憩・休息時間がないというきびしい労働条件である（表⑪）。せめてもの気やすめは通勤時間の短かいことであろう（表⑫）。

表⑪ 休憩・休息時間のとりかた



表⑩ 月給



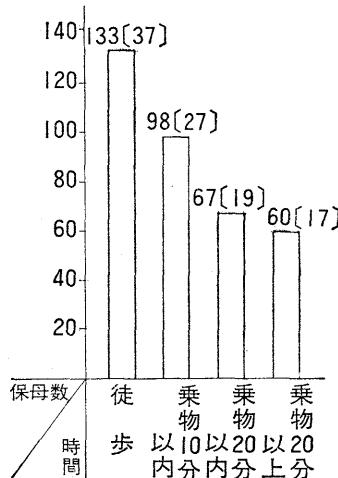
(4) 保育意識

保育意識については、へき地保母として今一番困っていることと、注意していることが何であるかに単純にあらわれるだろうと思ふ、記述してもらつた。その結果は次の図のとおりである(図①から⑤)。

記述形式で回答を求めたために、さまざまなことが記されてきたが、それらを集計すると大体五つくらいの項目が顕著に見い出された(図①から⑤)。

へき地保母として今一番困っていることを記述してもらつたところ、一つだけ記入している者もあれば複数に記入している者も

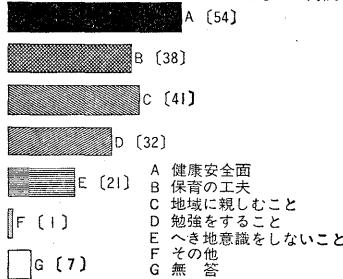
表⑫通勤時間



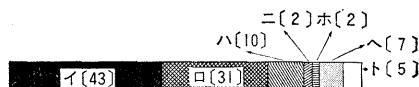
図③へき地保母として今一番困っていることを記述してもらつたものうち、第一に記されているもの



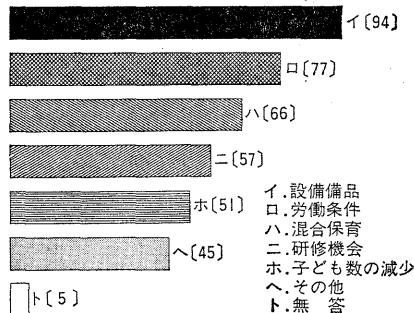
図④へき地保母として今一番困っていることを記述してもらつたものうち、複数に記されているものの内訳



図①へき地保母として今一番困っていることを記述してもらつたものうち、第一に記されているもの



図②へき地保母として今一番困っていることを記述してもらつたものうち、複数に記されているものの内訳



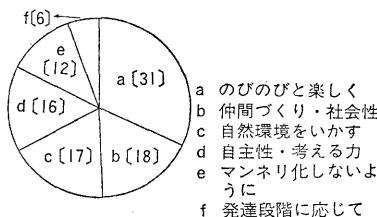
あつたが、一番多かったのは、設備備品の粗雑さを訴える者であった。これは、実にほぼ全員が指摘していることである(図②)。へき地保育所は設置要綱によつて、法制上において認可保育所と異なり、いわゆる「最低基準」に達しなくともよく(参考にすればよく)、建物についても常時借用できるものならば何でもよいとされているために、一般に設備備品状況は不十分なものになりがちであるが、今回の調査においてもそのことがはつきりと示されたといえよう。

次に多かつたのは、労働条件に関することで、それは主に、年休・病休さえとりにくいくことと、事務・雑務のために保育に専念できないことであつた。ほとんどすべてのところで、所長が兼任(市町村長、役人、小学校長など)で、しかも保母一人という職員構成があるので、代替保母がよほどしっかりと確保されていない限り、同僚に過重労働を強いる形になり、なかなか休むことはできないであろう。現実には、多くのへき地保母が訴えるように、代替保母制度は不十分なものであるから、当然の休暇さえとりにくい状況であるようだ。また、実質的に所長は不在であるし、事務員、用務員もほとんどのところでいないから、結果的に保育以外の諸労働が保母にかかりかかっているといえる。

そうした悪条件に加えて、入所乳幼児の年齢はさまざまなもの

図(5)

図④B 〈保育の工夫〉の内訳



で、異年齢集団の混合保育という形態になり、その指導は、同年齢集団の場合よりも複雑でむつかしい。しかも、研修の機会は十分でなく、かつ、子どもの数も次第に減少していく。こうして、地域住民の要望を受けて保母になり、頑張って資格を取得し、保育に意欲をもやそそう思つても、現実の労働はきびしく、また、将来の見通しあけつして明るいものではないので、へき地保母の悩みはいろいろな要因がらみあって複雑なものになつてゐるといえよう。

では、こうした状況の保母が何に一番注意して保育にあたつてゐるかをみてみよう。

一番多いのは、健康、安全面への注意である(図③④)。これは、建物設備が保育所としてけつして適切なものであるとはいえないことと関連するようと思われる。また、医療施設、交通の不便さも関係するだろう。

次に多いのは、地域に親しみことと保育の工夫。前者は、地域

住民の要望、依頼という就職の動機にかかり、また、地域社会の閉鎖性にも関係しているかもしれないが、逆にへき地意識をしないように注意する者もあって、閉鎖性への反省がみられるといえよう。こうした地域のおもみのなかで、保母として保育の内容を工夫し、積極的に勉強をするように心がけている姿がみられる

のだが、この前向きの姿勢は、逆に、保母としての悩みの深刻さをあらわしているとも考えられるだろう。

では、どのような点を考慮して保育内容を工夫しているのだろうか。図⑤によると、「のびのびと楽しく」「仲間づくり・社会性」「自然環境をいかす」「自主性・考える力」「マンネリ化しないよう」「発達段階に応じて」とある。「のびのびと楽しく」とは、保育意識の素朴さをあらわしているかもしれないが、とかく単調な生活になりがちな地域のなかで、より楽しい生活の場を子どもたちに保障していく姿勢とも考えられる。それは、「自然環境をいかす」「マンネリ化しないよう」という姿勢とも共通する。

「仲間づくり・社会性」「自主性・考える力」とは、過疎地の子どもにややもすると育てられにくく、「社会性と自発性」への配慮であろう。「発達段階に応じて」とは、異年齢集団であることからくることだろう。こうした保育の諸工夫は、一般に、地域を問わず多くの保母が努力しているものであるが、へき地という地域に

あって特にその地域性をいかして意識的に配慮して取り組んでいく保育者の姿勢であるとも思われる。

おわりに

以上が、へき地保育所保母の生活と意識に関する実態調査の報告である。

これから、施設設備面、労働条件面、研修機会面の悪条件のなかで、そして、子ども数の減少の不安のなかで、地域性をいかした異年齢集団保育に悪戦苦闘している保母の姿が浮かんてくるようである。こうした実状を少しでも改善していくために、とりあえず、代替保母の確保、研修・研究機会の保障、認可保育所への制度化などが急務であろう。これらについて、少し述べてみたい。

年休・病休がとれるように、雑務を減らして保育に専念できるように、研修・研究に参加できるようにするためには、どうしても代替保母、非常勤保母が必要である。それに必要な財源は、現行の国庫補助項目にはないので、早急に確保されなければならぬだろう。

地域住民の要請にこたえて、専門知識も十分でないまま保育者

になり、一人前の保母を目ざして日夜努力していくことは地域にとっても望ましいことである。こうした保母にとって、また、他の保育所からへき地へ転勤してきた保母にとって、異年齢集団保育の指導に取り組むことは大変なことである。この混合保育の実践は、まだ十分に研究されていない実状であるので、同じような状況に働く各地の保母が集まって、経験を交流しあいながら、実践指導の方法を確立していくことが大切であろう。研修とともに研究が重要になつてくる。

認可保育所では児童福祉法に基づく「最低基準」が問い合わせられている現状であるが、へき地保育所にあつては、その「最低基準」さえ達せられていないところが大半であり、特に施設設備面でのおそまつさは（筆者が実際に数十か所のへき地保育所を訪ねた印象からすれば）想像を越えるものがある。子どもの数の少ないへき地だからといってなおざりにされていい理由はない。一刻も早く認可保育所への移行が望まれる。

以上、いくつかの問題点とその解決の方向について若干記し

(4)

註

(1) 先行研究としては、拙稿「過疎地の幼児教育について——山口県の

へき地保育所を中心にして」（雑誌『幼児の教育』第七十六巻第二号、昭和五十二年）がある。それは、山口県内のへき地保育所の状況を調査し、報告したものである。今回の調査では、対象をより多くし、調査内容を保母の生活と意識に限つてその実態を明らかにしようとしている。

(2) 具体的には、中四国地方のすべてのへき地保育所保母研修会の昭和五十、五十一年度参加者名簿より一〇三か所、あわせて三四七か所が対象。なお、以下のアンケート集計においては、中四国地方のへき地保育所と全国から抽出したそれとの間には顯著な差はほとんどないといつていいくらいみられないで、双方を区別しないで報告することをこ

(3)

アンケートは保育所の概要について問うたもの一枚、保母個人に関する情報を得るために、各二枚を三四七か所のへき地保育所に郵送された。その結果、二二四か所から回答がよせられたのだが、保母個人にあてたアンケートはそのうちの七九%（四五六名中三五八名）より回答がよせられた。残りの二一%のうち、三%はアンケート用紙不足によるもの（一保育所に二名以上の保母のいるところ）、一八%は「一名の保母だけが記入したのである。よつて、以下のアンケート集計においては、保母個人に関するものは三五八名の回答よりまとめたものであることをことわつておく。なお、二二四か所は全国設置数（昭和五十一年度、二二〇七か所）の一割にあたる。

(4) この調査報告ではアンケート調査についてまとめているが、考察があたつては、筆者が山口県内の数十人のへき地保母と面接するなかで教えられたことを参考にしている。また、この報告では十分に分析できなかつたのだが、アンケート項目にへき地保母としての生活感情、意識を自由に記してもらうことがあつて、さまざまな文章がよせられ、多くの示唆を受けた。

(A) なお、本調査は、昭和五十一年度文部省科学研究費補助金奨励研究によるものである。

（山口女子大学）